

第6節 音 楽

1 改訂の趣旨及び要点

音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさを見いだしたりすることができるよう、内容の改善が図られている。また、音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実が図られている。また、我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の充実を図ることとされている。

2 目標及び内容

(1) 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- ② 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- ③ 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示された。また、資質・能力の育成に当たっては、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることが示された。

(2) 内 容

ア 内容構成の改善

「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成されている。

イ 学習内容の改善・充実

「A表現」

(7)歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 曲の特徴にふさわしい歌唱表現を工夫し、思いや意図をもつこと。
(思考力、判断力、表現力等)
- ② 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。(知識)
- ③ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の a から c までの技能を身に付けること。(技能)
 - a 聴唱・視唱の技能
 - b 自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能
 - c 声を合わせて歌う技能

(イ) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 曲の特徴にふさわしい器楽表現を工夫し、思いや意図をもつこと。
(思考力、判断力、表現力等)
- ② 次の a 及び b について理解すること。(知識)
 - a 曲想と音楽の構造との関わり
 - b 楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり
- ③ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の a から c までの技能を身に付けること。(技能)
 - a 聴奏・視奏の技能
 - b 音色や響きに気を付けて、楽器を演奏する技能
 - c 音を合わせて演奏する技能

(ウ) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 次の a 及び b をできるようにすること。(思考力、判断力、表現力等)
 - a 即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得ること。
 - b 音を音楽へと構成することを通して、全体のまとまりを意識した音楽をつくることについて工夫し、思いや意図をもつこと。
- ② 次の a 及び b について、それらが生み出すよさや面白さなどに関わらせて理解すること。(知識)
 - a いろいろな音の響きやその組合せの特徴
 - b 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴
- ③ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の a 及び b の技能を身に付けること。(技能)
 - a 設定した条件に基づいて、即興的に表現する技能
 - b 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

「B鑑賞」

(ア) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。
(思考力、判断力、表現力等)
- ② 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。
(知識)

曲の特徴を手掛かりとしながら全体がどのようなになっているのかを見通して聴くとともに、児童が思考し判断しながら自分にとっての曲や演奏のよさなどを見いだすことが大切なこととなる。

〔共通事項〕

(ア) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わり

について考えること。(思考力、判断力、表現力等)

② 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。(知識)

a 音楽を形づくっている要素

(a) 音楽を特徴付けている要素

音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなど

(b) 音楽の仕組み

反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係など

b 音楽を特徴付けている要素

(a)の「音楽を特徴付けている要素」については、音そのものの特徴を表す「音色」、音楽の時間に関わる「リズム」、「速度」、「拍」、音の連なりが形づく「旋律」、その土台となる「音階」、「調」、リズムや旋律のまとまりを形づく「フレーズ」、音の強さの変化を表す「強弱」、複数の音色や複数の高さの音が鳴り響くことを表す「音の重なり」、「和音の響き」が示されている。

c 音楽の仕組み

(b)の音楽の仕組みについては、「反復」、「呼びかけとこたえ」、「変化」、「音楽の縦と横との関係」を示している。

d 曲想、音楽の構造

今回の改訂では、歌唱、器楽及び鑑賞に関わる知識として、「曲想」と「音楽の構造」などとの関わりについての理解が位置付けられている。

e 音符、休符、記号や用語

各学年の〔共通事項〕ア②に示す「音符、休符、記号や用語」の具体については、「3(2)指導計画の作成と内容の取扱い」に示されている。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

イ 各学年の内容の「A表現」の(ア)、(イ)及び(ウ)の指導については、①、②及び③の各事項を、「B鑑賞」の(ア)の指導については、①及び②の各事項を適切に関連させて指導すること。

ウ 各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 各学年の内容の「A表現」の(ア)、(イ)及び(ウ)並びに「B鑑賞」の(ア)の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

- オ 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
- カ 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育てほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- キ 障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ク 道徳科などとの関連を考慮しながら、第4章特別の教科道徳に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- (ア) 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。
 - (イ) 音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽と関わることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。
 - (ウ) 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。
 - (エ) 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
 - (オ) 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。
- イ 和音の指導に当たっては、合唱や合奏などの活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV₇などの和音を中心に指導すること。
- ウ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。
- エ 各学年の「A表現」の(ア)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- (ア) 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡

など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

- (イ) 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。
- (ウ) 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して配慮すること。

オ 各学年の「A表現」の(イ)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- (イ) 第1学年及び第2学年で取り上げる旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなどの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- (ウ) 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- (エ) 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- (オ) 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

カ 各学年の「A表現」の(ウ)の音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 音遊びや即興的な表現では、身近なものから多様な音を探したり、リズムや旋律を模倣したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。
- (イ) どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。
- (ウ) つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。
- (エ) 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

キ 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

ク 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、次の(ア)及び(イ)から適切に選択したり関連付けたりして指導すること。

(ア) 音楽を特徴付けている要素

音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなど

(イ) 音楽の仕組み

反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係など
ケ 各学年の「音符、休符、記号や用語」については、児童の学習状況を考慮して、
音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。

4 移行措置の内容

平成 30・31 年度の第 1 学年から第 6 学年までの音楽の指導に当たっては、その全部
又は一部について新小学校学習指導要領によることができる。

5 移行期間中の留意事項

- (1) 実際に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用い
るとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (2) 特に平成 31 年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成し
て指導し、平成 32 年度の指導に当たっては、前年度における指導内容をふまえて適
切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新学習指導要領に
円滑に移行できるようにすること。
- (3) 目標については、現行の「基礎的な表現の能力」及び「基礎的な鑑賞の能力」を育
てることが、どのような「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を育成するこ
とに対応しているのかを踏まえることが大切である。

(4) 内容についての留意点

ア 「A 表現」については、音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが
生み出すよさや面白さを感じ取りながら、表現を工夫し、思いや意図をもって表す
過程において、どのような知識や技能を得たり生かしたりするのかを踏まえた指導
や、児童が表したい思いや意図をもつこととそのために必要な技能を身につけるこ
ととの関連を図った指導を一層充実することが大切である。

イ 「B 鑑賞」については、現行の(ア)と(イ)の事項を、新小学校学習指導要領では(イ)
「知識」に関する事項として一体的に示されているため、(ア)と(イ)の関連を図った
指導を一層充実させるとともに、そのことが曲や演奏のよさなどを見いだし、曲全
体を味わって聴くことにつながるように指導を工夫することが大切である。

ウ 「共通事項」については、現行の趣旨を踏襲しつつ、聴き取ったことと感じ取っ
たこととの関わりについての施行を促すことと、音楽を形づくっている要素、それ
を記号化した音符、休符や記号などについて、音楽における働きと関わらせて、そ
の名称や意味などを理解できるようにすることが大切である。

6 特に配慮すべき事項

音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音
楽を聴いてそのよさや美しさを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連
の過程を大切に学習の充実を図る、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授
業改善を進めていくことが大切である。